

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会 福祉サービス第三者評価事業運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人山口県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が、福祉サービス事業者が提供するサービスの質の向上及び利用者のサービス事業所の選択に資することを目的に、第三者の立場から専門的かつ客観的視点で評価（以下「第三者評価」という。）事業を実施するために必要な事項を定めることとする。

(事業の内容)

第2条 第三者評価事業を行うため、県社協は第三者評価機関として以下の業務を行う。

- (1) 評価調査者の選任及び委嘱
- (2) 評価調査者に対する定期的な研修機会の確保
- (3) 推進組織に対して、評価結果及び公表に関する同意の有無の報告
- (4) 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発
- (5) その他第三者評価事業を推進する上で必要となる業務

(組織)

第3条 評価機関の中に、第三者評価事業の公正・中立性、専門性を確保する観点から、評価調査者を置く。

(評価調査者)

第4条 評価調査者は、第三者評価における調査を適切に行うために、以下のいずれかに該当するものであって、山口県及び全国社会福祉協議会が実施する評価調査者養成研修を受講した者とする。

- (1) 組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者。
 - (2) 福祉、医療、保健分野の有資格者もしくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者。
- 2 評価調査者は、県社協会長が委嘱し、評価調査者名簿に登載される。
 - 3 評価調査者は、自らが関係する事業所の第三者評価は行うことはできないものとする。
 - 4 評価調査者は以下の業務を行う。
 - (1) 書類等による事前審査の実施、事業所での審査（訪問調査）の実施、第三者評価結果の取りまとめを行う。
 - (2) 一件の評価には、訪問調査、ヒアリングを含め、原則として2名以上の評価調査者が一貫してあたり、主任調査者を1名置く。

(受審の申込)

第5条 第三者評価を受審しようとする事業者は、様式第1号による受審申込書を県社協へ提出するものとする。

(受審事業者の決定)

第6条 県社協は、受審の申込があった事業者に対して第三者評価を実施するかどうかを決定し、その結果を受審の申込があった事業者に通知するものとする。

(契約の締結)

第7条 県社協と受審施設は、事業の実施に関して様式第2号による契約を締結する。

(評価対象施設種別)

第8条 評価対象施設種別は、別表に定めるとおりとする。

(受審料等)

第9条 県社協は、第三者評価を受審する事業者から受審料を徴収する。

2 受審料については、1施設(事業) 26万3千円(税込)とする。ただし、社会的養護関係施設は1施設30万8千円(税込)とする。

(評価手法)

第10条 評価手法については、別紙に定めるとおりとする。

(評価基準)

第11条 評価基準については、山口県福祉サービス第三者評価事業推進要綱及びこれに基づく実施要領等に定められた第三者評価事業の評価基準とする。

(評価の決定)

第12条 第三者評価結果の取りまとめは、第三者評価の公正・中立性を確保する観点から、評価調査者の合議によって行うものとし、県社協会長が受審施設へ第三者評価結果を通知するものとする。

(情報の公開)

第13条 県社協は、第三者評価事業について以下の情報を公開するものとする。

- (1) 第三者評価事業の概要に関する事項
- (2) 第三者評価機関に関する事項
- (3) 評価の実績

(評価結果の公表)

第14条 評価結果の公表については、山口県福祉サービス第三者評価事業公表要領等に基づき評価結果を公表するものとする。ただし、社会的養護関係施設については、令和4年3月23日付け子発0323第3号、社援発0323第30号「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」厚生労働省通知による定めに基づき公表するものとする。

(苦情等への対応)

第15条 県社協は、第三者評価事業に対する苦情等に対しては、適切に対応するため苦情を受

け付ける窓口及び担当者を配置して適切に対応を行う。

(情報の保護)

第 16 条 県社協は、受審事業者の個別情報の保護について、細心の注意を払い事業を実施しなければならない。

2 県社協は、受審事業者の情報が記載された書類等を適切な方法等により保管し、当該情報が他に漏れないようにしなければならない。

(守秘義務)

第 17 条 評価調査者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 その職務を離れた後も同様のものとする。

第 18 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は県社協会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。